

くみ取り便槽からし尿浄化槽へ変更する計画変更確認申請に係る 消防同意、消防通知の省略について

平成16年11月16日
鳥取県土木部建築課

【取扱い】

県内の各広域消防と協議し、くみ取り便槽からし尿浄化槽への変更のみの計画変更確認申請について、事務の簡素化、申請者の負担軽減の観点から、建築基準法第93条の規定にかかわらず、消防長または消防署長の同意及び消防長または消防署長の通知を省略することとした。

なお、床面積の増、配置の変更等のし尿浄化槽以外の変更がある場合は、消防長または消防署長の同意を得ること（消防長または消防署長への通知）とする。

【解説】

平成10年6月の建築基準法改正により、建築確認申請の変更申請が制度化され、平成11年10月1日以降に完了検査申請（用途変更にあっては工事完了届）を受付するものについて適用することとし、計画変更確認申請を各窓口で受付をしている。この計画変更の確認にあたり、建築基準法第93条の規定で、消防長又は消防署長の同意を得なければ確認することができない（防火地域及び準防火地域以外にある住宅）と規定されており、又同意のいらないものについては消防長又は消防署長へ通知することになっている。

しかし、計画変更の確認申請で「くみ取り便槽からし尿浄化槽へ変更（その他の変更がない場合）」については、事務の簡素化、申請者の負担軽減のため、下記の理由により、消防同意及び消防署への通知を省略することを県内各消防局（東部広域行政管理組合、中部ふるさと広域連合、西部広域行政管理組合）より同意を得たことによる。

記

消防に直接影響を与えるものでないこと
申請者の負担の軽減
事務処理の簡素化